

# 届出対象行為

## 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為の規模は、下表に掲げる「地区区分」に応じて、「行為の種類」ごとに定められた「行為の規模」です。

### ■ 地区区分 ■

	一般地区	景観誘導地区
地区区分	市全域から、右の2地区の範囲を除いた地区	・熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区 ・妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区

### ■ 届出の対象となる行為 ■

行為の種類		行為の規模	
		一般地区	景観誘導地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが15mを超えるもの</li> <li>・建築面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10mを超えるもの</li> <li>・建築面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の4分の1を超えて行うもの</li> </ul>
	適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築、改築又は移転後の高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築、改築又は移転後の高さが10mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く</li> </ul>
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物で高さが15mを超えるもの</li> <li>・擁壁で次のもの                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 高さが2mを超えるもの</li> <li>2) 高さが1mを超え2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが30mを超えるもの</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物で高さが10mを超えるもの</li> <li>・擁壁で次のもの                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 高さが2mを超えるもの</li> <li>2) 高さが1mを超え2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが20mを超えるもの</li> </ol> </li> </ul>
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の4分の1を超えて行うもの</li> </ul>
行為の種類		一般地区及び景観誘導地区共通	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定建築物等の敷地の面積（複数の敷地を含む行為においてはそれぞれの敷地の面積）が500㎡以上の開発行為</li> <li>・用途が一戸建ての住宅以外であるもの</li> </ul>	
土石の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石の採取に係る区域内に2mを超える高低差があり、かつ当該土石の採取の面積が200㎡を超えるもの</li> </ul>	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿の地目が山林で、かつ現況が山林であるものにおいて、一体としての伐採面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	
物件のたい積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件のたい積に係る土地の面積が500㎡を超え、かつ、たい積物の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>	
	適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県土砂の排田、たい積等の規制に関する条例第2条第4号に規定する土砂のたい積を除く</li> <li>・熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第2条第2号に規定する土砂等のたい積を除く</li> <li>・都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内において行う土石、廃棄物、再生資源、その他の物件のたい積を除く</li> </ul>	